

第23回西和賀町議会定例会

令和4年12月16日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。

会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として委任した旨の通知があった者の職氏名については、初日と同様でありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

ここで総務課長より発言を求められておりますので、この際発言を許します。

総務課長。

総務課長 おはようございます。昨日の議案第5号 西和賀町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審議において、刈田議員からの質問に対し、保留としていたことについてお答えいたします。

今回の給与改正に伴う影響額についてですが、職員全体で給料表の改正に伴う影響額は145万5,000円、勤勉手当の改正に伴う影響額は574万5,000円、合わせて720万円を見込んでおります。

以上です。

議長 刈田議員、よろしいですか。

刈田敏君。

1 番 少額というわけではありませんけれども、この分やはり誠意努力して住民の負託に応えるよう働いていただければと思いますし、あとは関連して、この際ですから市町村のラスパイレス指数というものがどれだけの数値になっているのか、その辺をお伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

令和4年4月1日現在の数値はまだ公表とな

っておりませんので、令和3年4月1日現在の西和賀町のラスパイレス指数については97.0となっております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1 番 多分同じ資料だと思うのですがけれども、町村平均が96.3、そういう意味では西和賀町は平均を上回っているということ、この辺りも認識していただきまして、頑張っていたらと思いますけれども、これを伸ばすとか、そういうような考えとか、そういうことは、その辺はどのようにお考えですか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

ラスパイレス指数については、国の職員数を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表1の適用職員の給与月額を100として計算した指数となっております。

町においては、給与改正等においては人事院勧告に基づいて行っているというふうな基本的な考え方がありますので、これ以降もまず給与改定等については人事院勧告を基準として給与改定を行っていくというふうな考え方でおります。

なお、ラスパイレス指数の変動となる要因としては、職員の退職、採用を含めた職員構成の変動等が要因として挙げられると思いますので、その点については留意しながらという形での対応となると思っております。

以上です。

議長 それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

続いて、日程第1、議案第17号 令和4年度

西和賀町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、ただいま上程になりました議案第17号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、令和4年度の会計が第3四半期を経過しようとしており、事業完了並びに事業精算に向け、過不足の予算調整を行うとともに、年度内で実施する新たな行政需要等について予算を調製しようとするものであります。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億9,065万1,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、繰越明許費については、第2表、繰越明許費のとおり、翌年度に繰越して使用することができる経費は、1事業、3,331万5,000円です。

第3条、債務負担行為については、第3表、債務負担行為のとおり、4事業で限度額9,505万3,000円を追加するものです。

第4条、地方債の補正については、第4表、地方債補正のとおり、1事業、630万円を追加するほか、2事業の限度額をそれぞれ変更するものです。

主な補正の内容は、4月1日付で実施した人事異動に伴う給与費の調整などのほか、西和賀町畜産飼料価格高騰緊急対策事業663万円、中山間地域等直接支払事業659万3,000円、道路除雪総務費1,959万円、道路除雪車両管理費3,718万2,000円、常備消防負担金1,221万

8,000円、川尻体育館管理費634万7,000円などを増額するものです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 おはようございます。それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。13ページをお開きください。まず、歳出全般にわたる職員人件費ですが、職員については4月1日付の人事異動などに伴う調整を行うものです。会計年度任用職員については、共済組合の適用要件が拡大され、10月1日から一定の要件を満たす者について共済組合の短期組合員となったことから、調整を行うものでございます。

それでは、主な補正の内容について説明いたします。15ページをお開きください。2款1項1目一般管理費、総務事務費、12節委託料195万3,000円の増額は、定年延長に係る条例、規則の一部改正など、更新件数が増加したことに伴うものです。

16ページをお開きください。6目企画費、地域情報通信基盤施設管理費、10節需用費、修繕料148万円の増額は、各世帯の機器に対する引込線張り替え及び幹線ケーブル等を修繕するものです。14節工事請負費257万7,000円の増額は、告知端末の新規設置工事及び支障移転に伴う工事費を計上するものです。

17ページを御覧ください。地域公共交通活性化推進事業7万3,000円の増額は、JR北上線の存続に向けた町民運動が必要と考えていることから、その取組に向けた会議開催に係る経費を見込むものです。空き家等対策事業100万円の増額は、空き家解体費助成事業補助金として4件分を見込むものです。

18ページをお開きください。8目自治振興公費、コミュニティ助成事業250万円の減額は、上野々地区協議会が購入を予定していた除雪機

が年度末までに購入できなくなったことに伴うものです。

21ページをお開きください。3款1項2目高齢者福祉費、老人医療費給付事業450万円の増額及び3目障害者福祉費、結核療養者及び精神障害者医療費助成事業200万円の増額並びに重度心身障害者医療費給付事業150万円の増額は、それぞれ医療給付費に不足が見込まれることから補正するものです。

27ページをお開きください。6款1項1目農業委員会費、農業委員会事務費114万5,000円の増額は、現地活動等業務の効率化を図るため、タブレット端末の導入等に要する経費を見込むものです。3目農業振興費、株式会社山の幸運営事業450万円の増額は、コロナ禍における原油高、物価高騰により掛かり増しとなった運営経費に対し、補助するものです。

28ページをお開きください。経営所得安定対策等推進事業176万8,000円の増額は、水田台帳システムへのデータ移行に係る経費として岩手県から追加内示があったことから、西和賀町農業再生協議会への補助金として補正するものです。4目畜産業費、西和賀町畜産飼料価格高騰緊急対策事業663万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰等により厳しい状況に直面している畜産業を営む農家に対し、飼料価格の一部を補助するものです。5目農地費、中山間地域等直接支払事業659万3,000円の増額は、集落機能強化加算及び生産性向上加算に取り組む組合数が増えたことに伴うものでございます。

31ページをお開きください。7款1項3目観光費、観光事務費、12節委託料319万円の減額は、国道107号の災害復旧工事に伴い、錦秋湖の水位が低下したことから、観光素材の写真撮影ができなくなったことに伴うものでございます。

33ページをお開きください。8款2項2目道路維持費、道路施設点検事業400万円の減額は、

34ページの5目橋梁費、橋梁改修事業との間で事業費の調整をするものでございます。3目道路除雪費、道路除雪総務費、3節職員手当等1,800万円の増額は、除雪運転手等の時間外勤務手当を補正するものです。道路除雪車両管理費3,718万2,000円の増額は、除雪車両に係る消耗品及び燃料費を見込むものでございます。

35ページをお開きください。5項1目住宅管理費、住宅維持管理費、10節需用費、修繕料150万円の増額は、町営住宅の退去等に伴う修繕です。

9款1項2目常備消防費、常備消防負担金1,221万8,000円の増額は、北上地区消防組合分賦金の額確定に伴うものです。

38ページをお開きください。10款2項1目学校管理費、小学校管理総務費、10節需用費、光熱水費186万7,000円の増額は、小学校の電気料に不足が見込まれることから補正するものです。

40ページをお開きください。3項1目学校管理費、中学校管理総務費、10節需用費、光熱水費170万9,000円の増額は、中学校の電気料に不足が見込まれることから補正するものです。中学校施設管理費、10節需用費、修繕料145万2,000円の増額は、湯田中学校の高圧受電設備などの修繕を行うものです。

43ページをお開きください。5項2目体育施設費、川尻体育館管理費634万7,000円の増額は、川尻体育館解体に向け、解体工事実施設計業務委託料を追加するものです。湯田農業者トレーニングセンター管理費、10節需用費、修繕料112万7,000円の増額は、駐車場等の舗装修繕を行うものです。

45ページをお開きください。3目学校給食費、総合給食センター管理運営費、10節需用費、光熱水費100万円の増額は、総合給食センターの電気料に不足が見込まれることから補正するものです。

次に、歳入ですが、10ページをお開きください。16款2項1目総務費国庫補助金、新型コロナ

ナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金550万円の増額は、沢内病院が整備する新型コロナウイルス遺伝子解析装置設置の財源として見込むものです。4目土木費国庫補助金は、事業費精査に伴う調整になります。

11ページを御覧ください。17款2項4目農林水産業費県補助金832万1,000円の増額は、経営所得安定対策等推進事業費のほか4事業について、岩手県からの補助金等追加内示により補正するものです。

19款1項1目一般寄附10万円の増額は、企業版ふるさと納税として株式会社事務機商事様よりご寄附をいただきましたので、一般寄附として受入れするものでございます。

21款1項1目繰越金1億598万2,000円の増額は、補正予算の財源として繰越金を充てるものです。

22款4項1目雑入は、建物災害共済金として1,978万円の増額、また自治総合センターコミュニティ事業助成金250万円の減額は、除雪機械を購入できなくなったことに伴うものです。

12ページをお開きください。23款1項3目土木債は、事業費精査に伴う調整になります。5目教育債は、川尻体育館解体事業として630万円の増額を見込むものです。

5ページをお開きください。第2表、繰越明許費です。2款1項、川を生かしたまちづくり事業について、関係機関との協議に不測の日数を費やし、事業実施に必要な期間が確保できないため、3,331万5,000円を翌年度に繰り越すものです。

6ページをお開きください。第3表、債務負担行為です。債務負担行為は、4事業の追加により、限度額を9,505万3,000円とするものです。

次に、7ページ、第4表、地方債補正です。初めに、追加ですが、川尻体育館解体事業費に充てるため、過疎対策事業債630万円を追加するものです。

次に、変更は、2事業の限度額をそれぞれ変

更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明を終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。私からは、4点ほど質問させていただきたいと思います。

初めに、18ページ、中段の自治総合センターコミュニティ助成事業ということで、上野々地区の除雪機が購入できなかったということで減額補正のようではありますが、地域では除雪機が必要だということで予算計上された部分かと思いますが、今回物の購入ができないということの減額補正の理由かと思いますが、今後また除雪機を購入についてはどのような対応をされるつもりか、また地域と、例えば納入されやすいような状況になれば、また再度復活ということ考えているのか、その点について。

あと、19ページ、下のページになりますが、賦課徴収事務費の中のK S I 官公庁オークションシステム利用料ということで38万5,000円計上されておりますが、このオークションシステムの利用状況等について。

次に、28ページの畜産振興事業の中の西和賀町畜産飼料価格高騰緊急対策事業についてですが、これはエネルギー、あるいはそういった価格高騰で緊急的に支援をしたいということの内容については理解をしますが、今後どういったスケジュールで、どういった方法で、その支援を行っていくのかということ。

最後になりますが、43ページの川尻体育館解体工事实施設計業務委託料ということで634万7,000円計上されておりますが、これは確認になりますが、今年度解体工事の実施設計の入札をするということのお考えなのか、その点につ

いてお伺いしたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 おはようございます。それでは、私のほうからは最初の18ページ、自治総合センターコミュニティ助成事業の減額についてお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、今回の自治総合センターの補助金につきましては、除雪機の購入ができなかったということでの減額ということになりました。

では、次にどのような取扱いになるのかといいますと、自治総合センターのコミュニティ助成につきましては、令和5年度の募集がございまして、それに応募があった件数が4件ほどございまして、その中にまた一緒に含めた形で申請をするということにしております。まず、その状況から、また県を通して自治総合センターのほうに審査がありまして、結果については令和5年の3月頃にまた来るというようなことになっております。

以上です。

議長 税務課長。

税務課長 おはようございます。それでは、19ページのK S I官公庁オークションシステム利用料についてお答えしたいと思います。

この利用料につきましては、インターネット公売システム利用料ということにもなります。11月に実施した不動産公売の関係で、入札最高金額の5%をシステム利用料として支払うものです。入札最高金額が700万円でしたので、それに5%プラスの消費税ということで、38万5,000円という金額になっております。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、28ページの畜産飼料価格高騰緊急対策のスケジュールと方法ということでございましたけれども、今後なのですけれども、まず実施の方法につきましては、花巻農協の畜産グループのほうに取りまとめをお願いした上で、実施をしたいということでございま

す。

それで、価格高騰で畜産農家が非常に苦勞されているということでございまして、できるだけ早くということで2月、遅くとも3月ということで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 おはようございます。43ページの川尻体育館解体工事に伴う実施設計業務委託料についてですけれども、承認いただいた後にすぐ入札の作業に入りたいと思っております。

議長 淀川豊君。

10番 川尻体育館の解体工事の実施計画の委託についてですが、入札の準備に入るのは分かりますが、ということは年度内の入札を予定されているということでしょうか。

あと、28ページの畜産飼料の価格高騰緊急対策事業については、課長からも大分急いで対応していかなければならないということでご答弁をいただきましたが、臨時議会等でもこういったような支援事業、支援等があったのですが、そのときにはちょっとスケジュール感であるとか方法についても質問をしないでしまったので、タイミングを見てというかタイムリーにそういった支援をしていただければなということでもあります。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 すみません。年度内に入札を行うということです。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 価格高騰の緊急対策の件でございましたけれども、6月補正で農業者等の緊急の支援事業ということでございましたけれども、これにつきましてはちょっと実績の確定等に時間がかかってしまったのですけれども、対象農家179名ということで、約1,600万円ということで、今支払い事務を進めて間もなく終わるということでございます。

それと、今畜産農家に対する飼料価格の高騰対策ということでお願いしたわけなのですが、国、あるいは県のほうでも同様の事業を実施していると。これは肥料のほうということになりますけれども、そういったものと絡めながら実施をするということでございますけれども、価格高騰の状況がなかなか見通せないということで、今後もそういった状況を見据えながら適宜対応するというふうな考え方で進めていきたいと思っています。

以上でございます。

議長 暫時休憩します。

午前10時30分 休 憩

午前10時31分 再 開

議長 休憩を解き再開いたします。

高橋宏君。

8番 私も4点ほど質問したいと思います。

最初に、今同僚議員からもあったのですが、関連してということで、18ページの自治総合センターコミュニティ助成ということで、先ほどから説明あったように、ハンドロータリーが購入できないということだったのですが、以前この事業の内容説明の中で、ハンドロータリーは購入できなかったけれども、今後乗用ロータリーを購入するという計画であるというふうに聞いたのですが、それはそのまま継続というか、購入されたのかについて。

あと、これも今質問あったのですが、28ページの畜産の飼料高騰緊急対策事業について、このことについては私も畜産農家の一人として、畜産の場合は肥料もなのですが、飼料がほとんど輸入しているものが非常に多くて、こういう国際情勢に非常に左右されて、史上最高値ということで現状を酪農家とともに町のほうに訴えて、それに対しての事業だと思います。非常にありがたいと思っております。この内容について、この積算の根拠といいますか、どのような内容で補助されるのかということについてです。

あと、34ページ、これは一般質問でお聞きしたのですが、西和賀町の除雪オペレーター対策ということで、SNSを活用するということでしたので、この詳しい内容について。

あと、38ページ、樹木診断手数料1万2,000円とあるのですが、地域の方から沢内小学校の木が伐採されるのではないかというふうなお話を伺いました。これに関するものなのか、実際伐採する場合にはどのような方向になっているのか、この点についてお伺いします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからはコミュニティ助成事業の関係でお答えしたいと思います。

コミュニティ助成事業につきましては、まず各地域自治組織等のコミュニティ組織のほうで自治活動に必要とする備品の購入というものについて助成を行うということで、令和5年度の事業であれば、令和4年度の10月頃に各行政区の連絡員を通じながら、まず応募を取りまとめるというような状況で、それぞれのそういうコミュニティ組織に対する助成というものでございます。

それで、先ほどの自走式のロータリーの話でございますけれども、そちらにつきましては豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業というもので、そちらのほうでは地域安全克雪方針策定事業の中では計画策定と、あと取組試行事業ということで、そちらでもそういう必要な物品、備品の購入ができるということで、当初そちらでも除雪機の購入を目指していたのですが、今年度中は半導体不足などで除雪機は購入できず、その予算を有効活用したいということで、自走式を1基購入させていただきたいということでございました。

以上です。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、28ページ、畜産飼料価格高騰緊急対策事業の内容、それから積算の根

拠ということでお答えしたいと思います。

まず、積算の根拠ということでございますけれども、各部門ごとに配合飼料の現状というものを調べました。それぞれ現況でどれくらい価格が高騰しているかということを基に積算をしたということでございますけれども、やはり酪農の部分が一番価格、配合飼料の高騰が大きいということでございまして、当然和牛、あるいは肥育も同様ということなのですけれども、そのような状況になっていたということでございます。

それを踏まえてということなのですけれども、乳牛に対しては1頭当たりということで助成をしていきたいと考えていますけれども、1頭当たり2万円、それから繁殖、肥育に対してはそれぞれ1万円ずつと、1頭当たり1万円ずつということでの助成を考えているということでございます。

なお、乳牛につきましては、26月齢以上の経産牛ということで、10月1日ということでございますけれども、その頭数が157頭ということで、1頭当たりの単価を掛けると314万円、そして繁殖牛につきましては12か月齢以上の和牛及び短角牛ということで、11月1日現在309頭いるのですけれども、1万円を掛けて309万円、そして肥育牛につきましては現在飼養している牛ということで、11月1日付ですけれども、40頭ということで、1万円を掛けて40万円、これらを合計して663万円ということで積算をしたということでございます。

以上でございます。

議長 建設課長。

建設課長 私からは、34ページの西和賀町除雪オペレーター確保対策SNS活用実証事業につきまして説明申し上げます。

一昨日の一般質問でも除雪作業員の関係では答弁申し上げておりましたが、その際も申し上げておりましたとおり、除雪業務につきましては民間委託したところで、その民間でも人材不

足が見込まれるわけでありまして、根本的な問題解決にはつながらないということでございます。町内でどうしても人材確保が難しいということであれば、必然的に町外、あるいは県外にまで広く人材を求めていく以外に方法はないと思っております。

その際、町内であれば広報とかチラシとか、これまでやっている手法で募集しているわけなのですが、町外や県外に向けて募集告知を打つには当然紙媒体では難しいわけで、やはりインターネットを活用するということになるわけですが、インターネットの中でも一般的なものはホームページなのですが、ホームページは探して来てもらわないと、ホームページに訪ねてきてもらわないと情報が伝わらないという難点があります。同じインターネットでも、SNSというのはツイッター、フェイスブック、インスタグラム、あとはラインとか、それからユーチューブなんかもSNSに含まれますけれども、こうしたSNSというのはその情報の拡散性という部分でインターネットとは比較にならないということで、今回はこのSNSを活用して除雪オペレーターを募集していきたいとするものでございます。

SNSですが、拡散性が強い、高いといつて、自動的に人が集まってくるわけではありませんので、問題はその出す情報をいろいろ工夫する必要がありますということで、今回予算でお願いしているのは業務委託料になります。行政では、SNSを使いこなすノウハウがまだ蓄積ありませんので、これにつきましては町内のそういった経験、知見を有する民間団体、あるいは個人の方に業務委託を行って、主にSNSの運用代行をお願いしようとするものでございます。

以上です。

議長 学務課長。

学務課長 私からは、樹木診断手数料ということで、38ページの部分についてお答えさせていただきますし、37ページの校庭支障木伐採業務委

託料70万円も関連しますので、この部分についても説明をさせていただきたいと思います。

初めに、この校庭支障木伐採業務手数料ですが、ご指摘のとおり沢内小学校の入り口のケヤキの木、そして交通公園のほうの桜の木、そして沢中学校の第2体育館側にある桜の木、この3本を伐採する場合の委託料となっております。伐採するのであれば、冬の今のタイミングが望ましいということですので、12月補正で計上させていただいたところでした。

今年8月でしたけれども、九州で学校の樹木の枝の落下による死亡事故がありまして、このことに伴い、危険性がある部分の点検を行うように国から通知がありまして、学校側のほうで点検をして、その指摘があった樹木ということになります。

沢内小学校の樹木につきましては、これまでの歴史や経緯がありますので、地域の方々ともお話をさせていただきましたが、できれば樹木医の診断等を基に判断していただきたいという要望がありました。それに伴って、今回樹木医による診断の手数料を補正させていただいたところなんです。この樹木医の診断を経て伐採を判断したいと考えていますけれども、沢内中学校の桜の木につきましては、もう老木で危険性があるということは診断を受けるまでもないと判断しておりますので、沢内中学校のほうは伐採する予定ということになっております。

なお、樹木医による診断は、沢内小学校に加えまして、湯田小学校の校庭の奥側にヤマナラシの大きな木があります。その診断も加えてお願いしたいと考えております。樹木医の方は、滝沢市の方を予定しているという状況です。

以上です。

議長 高橋宏君。

8番 最初の質問は、事業が違ったということでしたのですけれども、説明会のときにも申し上げたのですけれども、乗用のロータリー、本来はロータリーでない普通のバケットを使って

の作業をするのが主の機械ですので、そちらのバケットも一緒につけた形でやったほうが機械の性能的にも、町の負担もかからないという、説明会のときにも申し上げたとおりなのですけれども、そのことも検討していただきたいなと思います。

あと、畜産の飼料高騰に関しては、先ほどの同僚議員と同じように、畜産農家は非常に困っておりますので、迅速な対応をしていただきたいということです。

SNSの除雪のオペレーターに関して、私もあまりこっちのSNS、ネット関連詳しくないのですけれども、非常にいいことだと思います。この40万7,000円という金額が果たして頼まれた方にとって高いのか安いのかよく分からないのですけれども、実際に運用ということでしたけれども、この金額、どのような算定というか、どのようなことでのこの金額なのかというのをもう一度お伺いします。

あと、樹木医をとということの課長の説明、専門家の診断あってというのは当然のことだと思うのですけれども、支障木の伐採委託料の70万円、非常に高額だなというふうに思います。我々も地域で伐採を頼んだ際は、木1本切る値段というよりも、いろいろ大型機械とか持ってきた部分で金額が高くなるので、一度その場所に来てしまえば、何本切ったら高くなるというよりも、その移動というか大きな機械を持ってきた場合の金額がほとんどで、どのような算定でこのような金額が出てきたのかについてお伺いします。

議長 建設課長。

建設課長 お答えいたします。

除雪オペレーター確保対策SNS活用業務委託料につきましてですけれども、この金額が妥当かどうかというところは、正直申し上げまして、ちょっと初めてなものですから、手探りの状態でスタートして、あとはこれで請け負っていただいた方と業務の進捗状況を見ながら協議

させていただければなと思っております。取りあえずこれは今年度期間が少ないわけですが、今年度限りの業務委託料ということになりますので、この金額を計上させていただいております。

一応設計委託料の算出の内訳とすれば、項目としては今回の業務委託ではオペレーター組織の名称、呼称を考案していただきたいと思っていますし、それからロゴデザイン、マーク、これをSNSで使うので、そのロゴデザインを考案してもらう。あとは、今回予定しているSNSはユーチューブとインスタグラムの2種類ですが、その運用代行ということになります。運用代行というのは、SNSを管理することです。ユーチューブにつきましては、まず動画を制作しなければいけませんので、そういった動画制作の部分も今回の業務委託料に含まれております。等々を計上して、この額になっているところでございます。

議長 学務課長。

学務課長 校庭支障木の伐採業務委託料の内訳の部分になりますけれども、伐採自体につきましては、金額的に見込んでいる部分は同じで、3本とも1本当たり見込んでいる金額ですが、7万9,000円ということです。ただ、そのほかにこれを全部処分、運搬した場合、この金額がかかるということになります。ですが、実際例えばケヤキの木であれば、切ってみて中が大丈夫とか、空洞が大丈夫とか、そういった部分で活用の部分もあるケースもあるかと思っておりますので、そこはちょっと委託した業者さんと協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 私からは、17ページの地域公共交通活性化推進事業ということで、一般質問でも申し上げましたが、それとあと2件ありますけれども、20ページのマイナンバーカード申請支援業務委託料ということで、最初の17ページの

地域公共交通活性化推進事業では、一般質問もさせていただきましたけれども、検討委員会ということで、立ち上げるということでしたけれども、どんなメンバーの方々が集まるのかということ。

それから、マイナンバーカード申請支援についても、一般質問あったかと思うのですが、その業務の委託内容というのはどのようなものになるのか、まずはお聞きします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、17ページ、地域公共交通活性化推進事業、JR北上線存続に係る検討委員会謝金と、またその費用弁償の部分というご質問でございますが、そのメンバーにつきましては今検討中なのですが、例えば観光協会のような部署であったり、まさに観光の部門、またJRに関連する団体といいますか、町内の団体とか、関係するというのは利用に関係するといいますか、そういった団体、また広く地域、西和賀全体から意見を伺いたいということで考えておりましたので、町内全域から町民の方もご参加いただければなということで考えておるところでございます。ちょっと詳細、具体はまだこれからの中身ということになります。

次に、マイナポイント申請支援事業のご質問でよろしかったですか。こちらは、今現在国が実施しておりますマイナポイントの第2弾事業につきまして、その効果を最大皆さんに獲得していただきたいということで、マイナポイントの申込み支援窓口を町民の身近な施設、具体的に言うと集落支援センターなどに2か所と、あと両庁舎に臨時的に設置して、マイナポイントの利用による消費の活性化やマイナンバーカードの普及も併せて促進を図っていきたいということでございます。

今回の予算の内容につきましては、周知のチラシの印刷であったり、あと申込み端末のICカードリーダーの購入、あとは使用料、通信料、合計34万円というような中身でございます。こ

の財源につきましては、国の補助金を予定しております。

以上でございます。

議長 町民課長。

町民課長 それでは、町民課のほうから、20ページのマイナンバーカードの申請支援委託内容についてお答えしたいと思います。

一般質問の際でも少し触れましたけれども、年齢構成別に見ましても高齢者の方の普及が低いということで、高齢者の方が申請する際にネックとなっている写真を用意する、あるいは自宅でスマホで自分で撮影して申請するといったところがおっくうになっているというのが環境的に難しいという方のために、町内の郵便局5か所をお願いしまして、申請数する際の写真をその場で撮っていただいて、印刷していただいて、申請書をつくっていただくと。町民の方は、申請者の方はその場で終わりますので、その申請書を郵便局のほうから町民課のほうに送っていただきます。それを確認して、こちらの町民課のほうからまとめてJ-LISのほうに再度申請し直すと、郵送するということになりますので、20ページにあります委託料はそれに対する1局当たり固定費用、それから月当たりの固定費用、それと1件当たりの委託料を積算してお願いしたものでございます。

それから、その下に備品費とありますけれども、デジカメですとかプリンターというものも用意して、郵便局のほうにお渡しして使っていただくということになります。それと消耗品もあるのですが、プリンターのインクカートリッジですとか写真用紙ですとか、そういったものもまとめて今回の補正予算に計上したというところでございます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6番 地域公共交通活性化のほうですけれども、メンバー、はっきりはまだ決まっていないということですが、何人ぐらいを想定してい

るのか。

あと、地域からも希望者といいますか、その辺も決まっていなくてもいいかもしれませんが、集めたいのだということなのですから、場合によってはその検討委員会以外にも各地で住民説明会、あるいは懇談会等、そういう考えはないのかどうか。

それから、マイナンバーカード申請につきましては、カード作成後のポイントについてもお話あったのですが、ポイント付与の手続きといいますか、そういうものも多分、なかなか自分ではパソコンやらスマホですることというのは難しいのかなと思っております。その辺あたりの支援といいますか、そういうものは考えておられるのかどうか。

議長 企画課長。

企画課長 お答えします。

まず初めに、地域公共交通関係でございますが、メンバーの人数に関しましてですが、約10名程度を今予定しておるところでございます。

各地での住民説明会等ということのご質問でございますけれども、検討した中で必要であれば、そういった住民説明会等も考えていきたいというふうには思います。今後検討の中身によると思いますけれども、その状況に応じて対応させていただきたいというものでございます。

次に、先ほどちょっと説明をしてしまいましたが、マイナポイントの申請のほうの関連でございますが、予算書の17ページの一番下の事業、マイナポイント申込支援事業34万円ということで要求をさせてもらってございます。こちらが今まさに議員さんからご質問あったように、そういった手続きにちょっと困っているという方々を対象とした窓口の設置ということになりました。集落支援員さんにもお願いしてといいますか、地区ごとに2か所にタブレットも置きますし、あと両庁舎の窓口にもそういった機械を1月から2月まで、ポイントの申請期限が2月末でございますので、2月末までなのですが、置

かせてもらうというような事業の中身でございます。

以上です。

議長 高橋輝彦君。

6 番 地域公共交通に関しましては、状況に応じて懇談会もというようなお話でありますけれども、住民も一体となって訴えていかなければならないのだというようなお話、昨日もあったかと思います。そういうような町全体の意識とか、そういうものを高めていくためには、やはり各地でそういう説明会等、私は必要なのではないのかなというふうに思っております。今現在では、まだそこまでは考えが至っていないということですけれども、ご検討いただきたいなと思います。

マイナポイントに関して、そうしますと郵便局とかそういうところでは、ポイント付与の支援というのはないということでよろしいのですか。集落支援員等がそれに当たって、郵便局等ではそれはないということですか。

議長 町民課長。

町民課長 郵便局のほうに委託する内容は、あくまでも申請事務についてのみとなっております。

議長 早川久衛君。

9 番 歳入の10ページに、コロナ対策交付金550万円と載っていますけれども、私も今月の10日に予防接種を受けましたけれども、ところが毎日コロナの沢内病院の放送を端末でしているわけなのですけれども、6日に発生して、どの程度の検討をされて10日に実施したのかということをお聞きします。

議長 病院事務長。

病院事務長 ただいまの質問に対して、私のほうからご説明いたします。

ただいまひかり放送で放送させていただいております。12月6日に職員、人数は4名陽性者が出ました。そのときの勤務場所については、全て病棟、入院の対応の看護師ということでしたので、町のほうとも協議しました。先生方と

町と協議しまして、ワクチン接種については1階部分を使用するということで、あとは常時換気等感染対策を十分取って、実施は大丈夫だろうという判断で、10日に実施したという経過にあります。

議長 早川久衛君。

9 番 町民の中には、かなり不安を持っている方がおりますけれども、私そのものもやっ、あまり私は気にしなかったわけなのですけれども、ただ6日にやって、四、五日で、10日に一斉に何百人という方がやっているわけですから、その後のいろんな影響があるかないかというのは調べていますか。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えします。

ひかり放送でもお知らせしておりますが、体調不良等外来診療でそれ以降に、12月9日ということでご案内していますが、12月9日以降に当院を受診された方で、体調不良のある方はご連絡をというお知らせをしております。現在のところ、そのようなご連絡はないという状況です。

議長 ここで11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

議長 休憩を解き会議を再開します。

刈田敏君。

1 番 18ページの集落支援センターの減額の中身、それから27ページの農業委員会のタブレット利用という、どのような使い方をしているのかということと、33ページのスノーシェルターの調査というか、あれですけれども、これは町全体のスノーシェルターなのか、その辺をお伺いいたします。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 集落支援センターの減額の中身ということでお答えいたします。

まず、集落支援センターにつきまして、自動車の借り上げと燃料費という部分がございまし

て、当初の見込みと現予算との比較の分で不要になった分を削減ということになっております。自動車の借り上げは、当初6台分を見込んで1年としていたのですけれども、いずれ当初は3台を借りて、9月頃から6台というような形に移行したという部分で予算の減額が生じたという内容になります。

以上です。

議長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 それでは、27ページの農業委員会のタブレットの使い方ということについてお答えをしたいと思います。

来年度から、令和5年度から令和6年度にかけて、2年間をかけて今の人・農地プランを見直して新たに地域計画を策定するという事になっております。その際ですけれども、農業委員会のほうで主体となって、現場の話し合いに必要な地図といいますか、話し合いといいますか現状1筆1筆について今後どうしていくかということをしちゃんと記載した地図を策定するといった作業をしなければいけないということがあります。そのときに、紙にそのデータを書いているとなかなかデータを共有することができないということで、新たにタブレットを買ってデジタルでデータを記載して、皆さんで共有すると。そういったことに使うといったことを考えております。

さらになのですけれども、将来的にということなのですけれども、毎月1回総会というものを開いているわけなのですけれども、議案書の共有ですとか、そういった部分も将来的には考えたいというふうに考えているのですけれども、今のところは地域計画において地図を作る際の作業のための機材ということで考えているということでございます。

以上でございます。

議長 建設課長。

建設課長 私は、33ページの道路施設点検事業のスノーシェルター長寿命化計画策定業務委託料

の増額についてお答えいたします。

このスノーシェルターにつきましては、町内全体ではなくて清水ケ野といいますか、固有名詞出して恐縮ですけれども、清水苑さんのところに下りていくところのスノーシェルター、あそこに大小と2つあるのですけれども、そのスノーシェルターに係る業務委託料でございます。

なお、この業務委託料は従前の予算がありまして、今回100万円を追加で補正するものでございます。

議長 刈田敏君。

1番 集落支援の分で、車の借り上げということで、これリースというのは年度になるのかなということです。

あと、タブレットのことですけれども、これは1台かなというような気するのですけれども。

あと、課長話ししました。今農業新聞等を見ると、農業委員さんがみんなタブレットを持って、かなり有効に使っているということもあって、その話をしたところかな、それちょっと確認したいと思います。

清水ケ野のことですけれども、以前も出したような気がしました。この追加ということは、予算オーバーということだったのか、その辺伺います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私から集落支援センターの自動車の件でお答えいたしますが、レンタル契約をしております、1台1か月3万2,500円というような計算でございます。

以上です。

議長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 お答えいたします。

今回のタブレットなのですけれども、農業委員さん17名、それから農地利用最適化推進員の方が14名、プラスして事務局分ということで1台ということで、合計で32台購入するということでございます。

以上でございます。

議長 建設課長。

建設課長 スノーシェルター長寿命化計画策定業務委託料、今回100万円の補正をお願いしたのは、業務精査によるものでございます。

議長 刈田敏君。

1 番 確認ですけれども、32台分でこの値段と
いうことでよろしいですか。

議長 農業委員会事務局長。

農業委員会事務局長 そのとおりでございます。

議長 柳沢安雄君。

3 番 私のほうから3点ほどお聞かせいただきたい
と思いますけれども、17ページの空き家解体補助金
ということで100万円計上されておりますけれども、
4件ということでご説明がございましたけれども、
最高額は割ってみると大体25万円になっている
ようですけれども、その限度額をちょっとお知らせ
いただきたいと思います。

それからあと、30ページ旧ゆう林館の浴室改修
工事設計でございますけれども、これはどのように
改修されようとしているのか、その辺をちょっと
お知らせいただきたいと思います。

あともう一点でございますけれども、31ペー
ジの顧客満足度調査事業業務委託料ということで、
これも毎年実施されているのか、その辺の中身を
ちょっとお知らせいただきたいと思います。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 それでは、私のほうからは西
和賀町の空き家解体助成事業費補助金について
お答えいたします。

補助金の限度額につきましては、補助対象事業
に要した経費の2分の1を乗じて得た額ということで、
その限度額は25万円ということで、先ほど議員
のおっしゃったとおりでございます。

以上です。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、私のほうからは30ペ
ージの中段にあります林業者施設費の中の旧ゆう
林館浴室改修工事設計業務委託料の件につい

て、まずはお答えいたします。

本施設につきましては、今まで取り組んでき
ておりました西和賀町公共温泉施設の今後の在
り方基本方針に沿って町内の温泉施設、公共温
泉施設について協議を進めてきたところでござ
いましたけれども、ゆう林館につきましては昨
年の12月に温泉事業の終了を決定いたしまして、
同年度、今年の3月において条例廃止を行って
おります。この施設につきましては、今後の活用
方法につきましては、地元地区との協議を重ね
てきたところでございますが、同地区の協議会
の臨時総会を経まして、今年の11月17日付で旧
ゆう林館の地区集会所としての利用を図ってい
きたいといったことがございました。

そのような要望を受けまして、地区集会所と
して不都合である温泉施設の特有の設備につい
て、令和5年度において町が直接改修すること
としたいため、改修工事について設計を行おう
とするものでございます。要望を受けている内
容につきましては、男子、女子の浴室の部分と、
あと温泉施設に必要であった機械設備関係の部
屋について改修を行おうとするものでございま
す。

2点目でございます。顧客満足度調査事業業
務委託料、31ページ一番下段でございます。質
問の内容につきましては、毎年というようなお
話がございましたけれども、これは第二次観光
振興計画を今年度から開始してございまして、
K P I といいたしましうか、目標値設定としまし
て、第一次観光振興計画までは観光客の入れ込
み客数といったものをメインとして考えてきた
ところでございましたが、さらにそれに加えま
して、リピーター客を増やしていくという方針
の中から満足度といったものに焦点を照らして
進めていきたいというふうにしております。

そのため、実際に来町していただいた方々に
とってアンケート調査をさせていただいた上で、
現在の満足度はどうなのかといった、今年度ス
タートですので、そういったことを進めながら、

数年の中で満足度がどう上がっていきけるような形になっていくのかといったことを施策の中に取り組んでいこうというものでございます。

現在内容について協議をしておるところですが、通常の観光施設に置くアンケート調査用紙、紙ベースでの調査と、今回ウェブ調査といたしまして、ウェブ内でも調査ができるような形で進めたいというふうに考えております。それに係る経費としまして、通常の調査だけではなかなか必要件数が集まらないだろうといったことで、町内の宿泊施設の宿泊助成金、助成交付金といいましょくか、宿泊券の割引券的なものを配架、配付といいましょくか、抽せんで当たるような形を取りたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

議長 高橋和子君。

4 番 2点ほどですが、10ページの歳入のところに、国庫支出金のところで、2項2目、児童福祉費補助金であります、11万円、それから県のほうでも下のほうにあります、その内容としては、説明のところで子ども・子育て支援交付金とありますが、これはどのような経過で補助が今回出されて、事業内容はどのようなになっているのかお伺いしたいと思います。

あともう一つは、これはちょっと自分の理解不足かなと思いますが、職員の人件費ずっとありまして、共済費の中で……

議長 和子さん、何ページですか。

4 番 これは、今15ページでお話ししますが、ずっと各課のところでありますが、例えば総務事務費で4節共済費とありますけれども、この下に健康保険と厚生年金事業主負担金ということで減額が15万7,000円、その下のほうに同じく厚生年金事業主負担金が7万6,000円で増加となっております、これがずっと各課のところで同じくありますので、これはどのように理解すればいいのかお伺いしたいと思います。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから歳入の10ページ、11ページにある子ども・子育て支援交付金11万円ずつの説明をさせていただきたいと思います。

こちらですが、歳出の22ページになりますが、学童保育業務委託料で33万円補正させていただいております。こちらですけれども、職員の処遇改善加算に係る補正ということで、その内容としてはコロナ等の影響もある中で、学童の指導員さんに現場で働いている部分で様々なご苦労もあるところで、1人当たり1万円程度の人件費ですか、そこを加算ということで国のほうから示されているところです。国3分の1、県3分の1、町3分の1ということですので、33万円のうち、3分の1ずつが国、県から入ってくるということの内容になります。

以上です。

議長 総務課長。

総務課長 それでは、私のほうからは共済費の関係についてお答えしたいと思います。

15ページ中段の総務事務費、総務課の共済費の部分で説明したいと思います。まず、全体的な部分としまして、会計年度任用職員について、共済組合員の適用要件が拡大され、10月1日から一定の要件を満たす者については共済組合の短期組合員となったことから、調整を行っているものです。

先ほどの健康保険、厚生年金事業主負担金というのは、これは当初予算でそれぞれ計上させていただいたものの9月までの額を、実際に9月まではこの項目から支払うということで、10月以降の分について減額させてもらうものであります。

そして、職員共済組合負担金と1つ下、1つ空けて職員健康福利機構負担金という部分が先ほど言いました共済組合の短期組合員となった関係の共済費の10月以降の分となります。

そして、真ん中の厚生年金事業主負担金については、これも厚生年金は引き続き変わらない

ということで、この7万6,000円については10月以降の分を計上するというふうな内容になっております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 最初のほうの33万円ということで、これは何人分になるのか。

それから、2つ目ですが、総務課の今のご答弁で、要件を満たす者にご説明いただきましたが、どのような要件で満たされるのかお伺いしたいと思います。

そして、満たされた方は何人になるのか。この場合のあれで結構ですので、人数もお知らせください。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうからは人数についてお答えさせていただきたいと思います。

学童ですけれども、指導員さん、湯田2名、沢内3名ですので、合計5名となります。

なお、この処遇改善加算の部分につきましては、10月から3月分までということの部分での積算になっております。

以上です。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

会計年度任用職員で共済組合の短期組合員となる要件についてですけれども、雇用期間が2か月を超え、週20時間以上勤務かつ月額が8万8,000円以上の職員ということになります。

あと、今回共済組合短期組合員になる会計年度任用職員の人数については、全部の会計で133人ということになります。

議長 高橋到君。

5番 43ページが一番下、湯田スキー場管理運営についてですが、修繕費で30万円ぐらいついていますが、スキー協会さんのほうから危険箇所修復とか改善要望が出ているはずですが、それはどうなっていましたか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今回の補正の部分に関しましては、施設の突発的修繕のものを見込んでいるものになります。スキー協会さんのほうからの要望書のほうは聞いております。その部分で、スキー協会さんとは検討を進めているところです。

以上になります。

議長 高橋到君。

5番 検討を進めているというか、それは大分前にもう要望は出ているはずですよ。実際に現場で子供たちに指導、またはパトロールやっているスキー協会さんから、危険箇所があるので、どうにかしてくれという要望書、要望というか行っているはずですよ。まず、第一現場見に行きましたか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 スキー協会さんのほうからは、今年の4月にお話をいただいております。現場のほうも確認させていただいております。それに関して、まだ協議中という形になります。

議長 高橋到君。

5番 4月に行って、雪降ってきて、もう営業する段階になっても、まだ検討中ですか。それでは、危険ではないということで判断したということですね。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 現状において、その部分に関しては防護ネットと支柱に防護のマットをかぶせて対応しております。上部から下りてくる部分は、スキーの幅が狭くて危険だということは認識しておりますし、現状そういったことで対応はしてきております。

あと、危険な部分に関しては、スキー協会さんともお話しして、ポール練習ですとか、そういった一般のお客様とかにも危険な部分がありますので、そういったポールを立てる区間を下のほうにずらしていただくようお願いしておりますし、そういった形で安全対策のほうは取らせていただいております。

ただ、こちらのほうのマットとか、そういう

のは危険だということは話をいただいておりますし、現場も確認させていただいております。その部分に関しては、今後もスキー協会さんのほうと協議して進めていきたいというふうに考えているところです。

議長 高橋到君。

5 番 今さら何を言っても、もう遅いのですけれども、協議のための協議ではなく、なるべく早くきちっとやってもらうことをお願いします。

議長 答弁はいいですか。

5 番 何かあったら。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 今後もスキー協会さんのほうと協議しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

議長 北村嗣雄君。

2 番 私は、2 件ほど伺います。

農業振興費の27ページですが、山の幸の運営事業に450万円ほどの補正予算出ていますが、これの追加というか補正されている詳細というかわけをお願いします。

それから、28ページの経営所得安定対策推進事業の補助金176万8,000円ほど出ているのですが、これの詳細をお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 それでは、最初に27ページの山の幸王国の補助金の関係ということでございます。増額の内訳ということでございますけれども、まず堆肥の製造ということで、春先に機械の故障によって堆肥が製造できなかったということがありまして、その部分で収入が減っていたということでありまして、これの計画との差額、約136万円ということで見込みました。それからあと、デントコーンにつきましてもやはり天候不良等がありまして、当初計画していた額よりも約220万円ほど収入がなかったということがあります。これらを合わせると、当初の計画よりも358万円ほど収入が少なかったと。

あわせてなのですけれども、肥料ですとかい

ろんな高騰の部分ということでございますけれども、デントコーンの種代、あるいは肥料、そういったものの支出の部分で約77万円かさんだということがあります。これらを合わせると、約420万円ほどが欠けるということがありましたけれども、加えてなのですけれども、やはり電気ですとか軽油ですとか、そういった油の関係、そういったものを見込んで、約450万円ほど資金が不足すると、そういった積算で今回補正をお願いしたというのが内容でございます。

それから、28ページの経営所得安定対策事業の経費の増額ということなのですが、今農業再生協議会のほうで転作のデータ、いわゆる水田のデータというものを水田台帳システムといったもので管理をしています。ソフトで管理をしているわけなのですが、これを農林水産省のほうでクラウドシステム、eMAFFと呼ばれるものなのですが、そこで管理をするというふうなことに移行しようということであるのですが、ただ、今管理している水田データの部分ですけれども、そのままではクラウドシステムに移行できないということで、それらを加工した上で移行すると。その手数料といいますか、その部分で今回の増額をお願いするということでございます。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2 番 この山の幸の今伺いましたところでは、いろいろな機械等も含めて、デントコーンの作柄ということなのですが、赤字欠損出たから、それも分かりますが、ただやはり我々個人農家からすれば、赤字が出たからといって、こういう補助というか支援事業で、もうかなり、何となく私どもは自助努力なり、完全にされているのかどうかということ。特にデントコーンなんかは、熊とか鳥獣の被害なんかも出ているわけです。今年は天候も悪かったのですけれども、当然こういう委託事業の企業ですから、町としても当然そうした補填は必要かもしれません。

やはりその辺、私は何となく不信というか疑問を感じるのですけれども、その辺はどうでしょう。まず、これについて伺います。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えしたいと思います。

今回経費が不足するということをお願いするということで、非常に議員からすると大変認識が甘いのではないかといったご指摘だと思います。令和5年度の事業、これから予算措置ということになるわけなのですけれども、当然今までの部分、あるいは令和4年度のこういった実績というものを踏まえて、山の幸王国の事業といったもの全般を見直したいというふうに考えております。

その在り方ですとか事業の内容を含めということですが、その過程で赤字を出す部分に関しては、やはり大幅な改善、事業の見直しといったものが必要であるといった認識で令和5年度は取り組むということでございますので、このまま同様の事業を継続するというのではなくて、そういったもの見直しといったものも今後しっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長 北村嗣雄君。

2番 分かりました。まず、努力は必要だと思います。

次の経営安定の所得に対する補助金なのですが、これは何件ぐらい対象農家があって、よければその辺の詳細をちょっと詳しくお願いします。

議長 農業振興課長。

農業振興課長 お答えします。

これは、農家個々の部分ということではなくて、今管理しているデータ一式を農林水産省のクラウドシステムに移行するためのいわゆるデータのコンバートですか、そういったものの作業手数料ということになりますので、農家個々に配付するものではなくて、あくまでもこちら

で管理しているデータの移行手数料ということになります。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論を許します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なしの声)

議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(なしの声)

議長 これで討論を終わります。

これから表決に入ります。

議案第17号 令和4年度西和賀町一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第2、議案第18号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第18号

令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,366万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,529万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から

説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費147万2,000円の減額、
1款2項1目賦課徴収費271万8,000円の減額は、人事異動に伴い、人件費を調整するものです。

8ページをお開きください。2款2項1目一般被保険者高額療養費1,000万円の増額は、高額療養費に今後不足が見込まれるため、増額するものです。

6款1項1目財政調整基金積立金715万9,000円の増額は、令和3年度からの繰越金の額が確定したことに伴い、基金に積み立てるものです。

8款1項2目償還金69万1,000円の増額は、令和3年度決算の確定に伴い、県支出金の特別交付金及び普通交付金の返還金を計上するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをお開きください。5款1項1目一般会計繰入金419万円の減額は、歳出で説明しました一般管理費及び賦課徴収費の財源を調整するものです。

5款2項1目基金繰入金1,000万円の増額は、歳出で説明しました一般被保険者高額療養費の財源とするものです。

6款1項1目繰越金785万円の増額は、令和3年度決算の確定に伴い、歳出で説明しました財政調整基金積立金及び県支出金返還金の財源とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第18号 令和4年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第19号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第19号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ328万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,874万4,000円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,190万6,000円にしようとするものです。

保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、初めに保険事業勘定における補正予算の内容について歳出から説明いたします。

7 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目一般管理費73万8,000円の減額、1 款 2 項 1 目賦課徴収費33万2,000円の増額は、人事異動等に伴い、人件費を調整するものです。

1 款 3 項 2 目認定調査費等 7 万2,000円の増額は、認定調査員の費用弁償に今後不足が見込まれることから、補正をするものです。

8 ページをお開きください。3 款 2 項 1 目包括的支援事業費295万1,000円の減額は、人事異動に伴い、人件費を調整し、また10節需用費の燃料費に今後不足が見込まれるため、8 節旅費で調整するものです。

次に、歳入の説明ですが、6 ページをお開きください。7 款 1 項 1 目一般会計繰入金328万5,000円の減額は、歳出で説明しました 1 款総務費、3 款地域支援事業費の財源を調整するものです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。15ページをお開きください。1 款 1 項 1 目一般管理費10万1,000円の減額は、人件費の調整を伴う減額及び10節需用費の燃料費に今後不足が見込まれるため、増額するものです。

2 款 1 項 1 目介護予防支援事業費11万7,000円の増額は、新たに会計年度任用職員として介護支援専門員を任用するための経費を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、14ページを御覧ください。2 款 1 項 1 目一般会計繰入金11万1,000円の減額、3 款 1 項 1 目繰越金12万7,000円の増額は、歳出で説明しました 1 款総務費、2 款事業費の財源を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案どおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第19号 令和4年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第4、議案第20号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第20号 令和4年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1 ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ111万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,390万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費104万円の減額は、人事異動に伴い、人件費を調整するものです。

1 款 2 項 1 目公共下水道施設管理費、湯田地区分、10 節需用費、光熱水費については、湯田浄化センター等の電気料金に不足が見込まれることから、34 万 7,000 円を増額するものです。同じく沢内地区分、10 節需用費、光熱水費については、沢内浄化センター等の電気料に不足が見込まれることから、180 万 7,000 円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6 ページを御覧ください。7 款 1 項 1 目繰越金 111 万 4,000 円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第 20 号 令和 4 年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第 5、議案第 21 号 令和 4 年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第 21 号

令和 4 年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由を申し上げます。

1 ページをお開きください。第 1 条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,475 万 3,000 円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目一般管理費、12 節委託料は、農業集落排水施設機能診断調査業務委託について、岩手県土地改良事業団体連合会と業務委託契約を締結し、業務を進めようとしているところですが、管理延長等の増に伴い、11 万 7,000 円を増額するものです。

1 款 2 項 1 目施設管理費、10 節需用費、光熱水費については、北川舟浄化センター等の電気料金に不足が見込まれることから、15 万 2,000 円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6 ページを御覧ください。3 款 1 項 1 目農業集落排水事業費補助金 11 万 7,000 円、5 款 1 項 1 目繰越金 15 万 2,000 円をそれぞれ増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご

異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第21号 令和4年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第6、議案第22号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第22号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,018万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,165万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、継続費については、地方自治法第212条第1項の規定により、第2表、継続費のとおり定めるものです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。8ページをお開きください。

1款1項1目温泉施設管理費、14節工事請負費1,018万8,000円の増額は、槻沢温泉源泉のエアークンプレッサーによる揚湯量が不安定な状況となっていることから、エアパイプ及び薬剤注入パイプの更新を図ろうとするものです。また、錦秋湖サービスエリア防風ドーム上部解体

撤去工事については、ネクスコ東日本との工法等の協議を行った結果、秋田自動車道本線工事に関わる通行止め期間に合わせた工事施工となることから、今年度と令和5年度の2か年事業として実施しようとするものです。

4ページの第2表、継続費を御覧ください。事業費の総額を1,906万3,000円とし、年割額については今年度が762万5,000円、令和5年度を1,143万8,000円と定め、解体撤去工事を進めるものであります。

次に、歳入の説明ですが、7ページをお開きください。3款1項1目一般会計繰入金1,018万8,000円を増額し、今回の補正事業の財源に充当しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 今回錦秋湖サービスエリアの防風ドームの上部の解体撤去ということで工事請負費が計上されているわけですが、少し関連になるかと思いますが、この防風ドームの上部解体をした後に、下の通路というか、そういう部分は残るわけですが、現状ちょっと通行止めになっているかどうか確認しておりますが、あの通路の利用というか使用についてはどのような方針であるのか。夏場は、グラウンドゴルフ場のほうからサービスエリアの食堂というかレストランというか、あっちのほうに食事に行くことができるのか。冬は通行できないような形の規制をかけるのか。その辺の考え方について少し伺いたと思います。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ただいまのご質問について私のほうからお答えさせていただきます。

峠山パークランドにごぞいます錦秋湖サービスエリアを通れるような連絡通路についての夏

場、もしくは冬期の残った部分の橋梁の利用方法等々ということでございます。まず、連絡通路についての所有区分でございますが、下部コンクリート、あれは多分鉄筋コンクリート製だというふうに思っておりますけれども、あれにつきましてはネクスコ東日本の所有となっているということでございます。オアシス館がございましたので、冬期間の利用に関して必要な降雪対策といたしまして、防風防雪対策として上部のドームを設置したのが町であるということでございます。

今回対象といたしましたのは、町所有部分の撤去ということになります。これは、ポリカ板が設置されているものでございますが、落下等が激しくて安全対策上必要だろうといったことで、現在ネクスコと協議を進めていたといったことでございます。

峠山パークランドにつきましては、オアシス館等々ということよりも、今後錦秋湖サービスエリアのハイウエーオアシスとしての継続を目指しておりますので、継続してあの多目的広場については町の責任において適切な管理をしていきたいというふうに考えております。

そういった場合に、夏場につきましては連絡通路を利用させていただきまして、誘客ができるような形であろうというふうに思っておりますし、また逆に町道側からもサービスエリア内に入った上で、食事であるとか買物もできるような形にはなろうかというふうに考えております。

冬場につきましては、先ほどのような理由から、冬期間に、現在のところでございますけれども、多目的広場の利用は検討しておりませんので、現在は除雪等に関しては町のほうで行う予定はございません。必要であればネクスコとの協議となろうかというふうに思っています。

ただ、ネクスコ側では、パークランド側においてサービスエリア内の従業員の駐車場がありますので、現在の予定ではネクスコのほうで除

雪をしたいというような考えがあるというふうには、まず伺っているというふうな状況でございます。

現在のところ分かっているといいましょうか、検討している内容については以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第22号 令和4年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第23号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第23号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的支出の医業費用について、給与費、材料費及び経費合わせて1,464万7,000円を増額し、収益的支出の総額を10億2,033万1,000円とし、収益的収入では医業収入の公衆衛生活動収益と医業外収益の一般会計からの補助金合わせて同額の1,464万7,000円を増額し、収益的収入の合計を9億5,339万3,000円とするものです。

また、資本的収支については、オンライン資

格確認機器及び医療機器の整備を図るため、収入支出それぞれ592万9,000円を増額し、資本的収入及び資本的支出の総額をそれぞれ1億1,523万6,000円とするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容につきまして説明させていただきます。

予算書1ページをお開きください。第1条では、令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによとし、第2条において業務の予定量の補正を行っております。第2条の（5）、①、医療機器等整備事業であります。当初予算では1,783万8,000円を予定したところですが、今回新たに医療機器等の整備費として592万9,000円を増額し、2,376万7,000円とするものです。また、第3条においては収益的収入及び支出の予定額の補正を、第4条では資本的収入及び支出の予定額の補正を行うものです。第5条では、給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額の改定を、第6条では他会計からの補助金の額の改定を、第7条では棚卸資産購入限度額の改正をそれぞれ行っております。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。10ページをお開きください。初めに、収益的支出予算について説明いたします。医業費用の1目給与費718万8,000円の減額は、退職した職員等に関わる給与手当等の減額が主なものとなっております。内訳としては、8月末で退職となった看護師2名、12月末で退職予定の医療技術職員1名、9月末で退職となりました会計年度任用職員の医療技術職員1名の給与、手当、法定福利費等の精査による減額と職員の退職により不足となる職種について、会計年度任用職員での任用を予

定し、併せて給与、手当、法定福利費等を調整するものです。また、新型コロナウイルスのPCR検査及び抗原検査に従事する職員に係る防疫作業手当についても検査数の増加に伴い、増額をするものです。

11ページを御覧ください。13節法定福利費については、10月から被用者保険の適用拡大により、会計年度任用職員も共済組合に加入となることから、会計年度任用職員に係る社会保険料の減額と共済組合負担金及び健康福利機構負担金の増額などの調整を行うものです。

12ページ、2目材料費1,162万1,000円を増額は、新型コロナウイルス検査用キットの購入と資材高騰の影響を受け、診療材料も大きく値上がりをしておりましたので、4月からこれまでの支払い額を基に再積算を行い、増額をお願いするものです。3目経費1,021万4,000円を増額は、6節光熱水費のうち電気料928万9,000円を増額と10節修繕費、医療機器修繕費として多項目自動血球分析装置修繕、加温加湿器修繕等で46万5,000円、病院施設修繕費として歯科外来のオンライン資格確認機器設置に伴うLAN配線改修、昇降機と中央監視盤のバッテリー交換等で46万円を計上するものです。

9ページにお戻りください。収益的収入予算について説明いたします。1項医業収益、2節公衆衛生活動収益については、新型コロナウイルスワクチン接種委託料300万円の増額、2項医業外収益、1節他会計補助金については、一般会計からの補助金1,164万7,000円を増額を行い、総額で1,464万7,000円を増額するものです。

次に、資本的収支予算の支出について説明いたします。5ページをお開きください。1項建設改良費、1目設備費592万9,000円を増額は、令和5年4月からのオンライン資格確認機器設置の義務化に伴い、歯科外来への機器設置で42万9,000円を、コロナウイルス感染等の有無を4検体同時に検査できる自動遺伝子解析装置設置で550万円を増額するものです。

4 ページにお戻りください。収入についてですが、4 項補助金、2 目国庫補助金、医療提供体制設備整備交付金42万9,000円、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金550万円を先ほど支出でご説明いたしました機器設置の財源として見込み、合わせて592万9,000円を増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第23号 令和4年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第8、議案第24号 令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第24号 令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

1 ページをお開きください。第1条では、令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算（第3

号）は、次に定めるところによとし、第2条では収益的支出の予定額の補正を定めており、水道事業費用について既決予定額3億9,352万円に774万4,000円を増額し、水道事業費用総額を4億126万4,000円にしようとするものです。第3条では、職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めるもので、既決予定額3,344万7,000円に70万3,000円を増額し、職員給与費の総額を3,415万円にしようとするものです。

それでは、収益的支出の補正予定額の内容について説明いたします。7 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目原水及び浄水費、法定福利費は会計年度任用職員の共済組合への加入により不足する額15万3,000円、光熱水費は浄水場等の電気料に不足が見込まれることから300万円、修繕費は新町浄水場配水池水位計の修繕等で254万1,000円をそれぞれ増額するものです。2 目配水及び給水費、修繕費は突発的な事故等に対応するため、配水管修繕費として150万円を増額するものです。3 目総係費、手当は職員の人事異動に伴い、不足する額46万6,000円、法定福利費は職員の人事異動に伴い、不足する額と会計年度任用職員の共済組合への加入により不足する額8万4,000円をそれぞれ増額するものです。

以上、提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第24号 令和4年度西和賀町水道事業会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第25号 旧開発総合センター解体工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第25号 旧開発総合センター解体工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和4年7月20日に議決をいただきました旧開発総合センター解体工事について、変更契約が必要となったことから、地方自治法第96条第1項第5号及び西和賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、工事名、旧開発総合センター解体工事。

2、工事場所、西和賀町沢内字太田地内。

3、変更の内容、請負金額を8,855万円から1億64万8,900円に1,209万8,900円の増額を行うものです。

4、請負者、西和賀町沢内字貝沢3地割15番地1、株式会社田中建設、代表取締役、田中均。

請負金額の変更の主な内容は、解体工事の進捗に合わせ、工事内容及び数量等の精査を行った結果、石綿含有建材撤去費を含む建物解体費及び解体に伴う発生材の積み込み、運搬、処分などの建設副産物処理費を増額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 今回変更契約ということの議案であります。旧開発総合センター解体工事、現在の工事の進捗率は何%ということになっているか、まずお聞かせいただきたいと思います。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

現在基礎の解体部分までほぼ終わっており、殻コンクリートの処分と、あと現在整地に向けた準備をしているところであります。11月末現在で79%の進捗率となっています。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 今11月末ということですが、79%の進捗率ということですが、今後設計というか施工の実数によって、変更契約はしないということの最終の変更契約ということか。多分まだ変更契約はあるのかなという気が個人的にはしますが、その点はどのように考えていますか。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

工事の部分については、これまでの工事の実績、あと前回補正予算等で審議いただいた際に、今後増と見込まれる部分についても加えて積算し、今回変更契約を結んでおりますので、まず工事費についてはこれ以上の増額等はないものと考えております。

ただ、工期の部分についてですけれども、アスファルト舗装が残っておりますので、降雪の状況等によっては工期の延長もあり得るのかなというふうに考えております。

以上です。

議長 ほかに質疑ありませんか。

（なしの声）

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

して1期務めていただいておりますが、令和4年12月31日でその任期が到来することから、再度教育委員にお願いするものです。廣田氏には、これまでの教育委員として蓄積された経験、知識を生かし、今後の西和賀町の教育の在り方、方針について指導助言をいただくことを期待するところです。人格識見ともに優れ、教育委員会委員として適任であると考えます。

任期は、令和5年1月1日から令和8年12月31日までです。

ご同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

同意第2号 西和賀町教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

本案に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は同意することに決定しました。

続いて、日程第12、請願・陳情第27号 沢入川河岸における浸食破壊箇所に対する護岸工事等の請願書を議題とします。

産業建設常任委員会委員長より審査終了の旨の報告があります。委員長より審査結果についての報告を求めます。

産業建設常任会委員長、淀川豊君。

10番 それでは、請願・陳情第27号 沢入川河

岸における浸食破壊箇所に対する護岸工事等の請願書についての審査結果をご報告いたします。

提出者は、小繋沢地区協議会会長、中島達郎氏、紹介議員は早川久衛議員の1名であります。

本請願の趣旨は、近年の度重なる豪雨によって、当該河川の河岸において浸食箇所が顕著になっていることから、農地、町道等に影響が出る前に早期の対策を求めるものであり、6月定例会から閉会中の継続審査となっていたものです。

11月10日に継続審査となっている他の請願と併せ現地調査を行い、現地にて建設課職員から説明をいただきました。また、11月28日に委員会を開催し、現地調査後の意見交換を行ったところであります。

現地調査における担当課からの説明や委員間での意見交換を基に、12月14日の本会議終了後、湯田庁舎3階第3会議室において審査を行いました。

審査において、請願者の意向を酌むべきと請願の趣旨に賛同する意見もありましたが、過去に災害復旧工事を実施した形跡もあるが、河川内に樹木等が生えており、頻繁に被害が発生する河川ではないかもしれない、侵食箇所を全部工事することは現実的に難しく、町としても災害等が発生すれば緊急度の高い危険箇所に対して対応していることと思うと、請願の趣旨を全て酌むことは難しいとの意見もあったところであります。

慎重に議論を重ねましたが、委員会としての結論を出すために採決を行い、結果、反対多数により不採択とすべきとの結論に至りました。

ただし、請願の趣旨については理解をするところであり、現地調査にて危険箇所が数か所見受けられたことから、護岸工事ではなく河川掘削、河川内の樹木等の除去など、河川管理者である町が地域住民と協議し、対応していく必要があるという意見を産業常任委員会として付け加えさせていただきます。

以上、請願・陳情第27号について、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 産業建設常任委員長は委員長席にお座りください。産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。産業建設常任委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第27号 沢入川河岸における浸食破壊箇所に対する護岸工事等の請願書、この請願に対する委員長の報告は不採択すべきものがありますが、採決は本請願について採択すべきかどうかを採決します。もう一度申し上げます。本請願を採択するかどうかを採決します。

採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立なしであります。

したがって、この請願は不採択することに決定しました。

続いて、日程第13、請願・陳情第30号 樺沢川におけるコンクリート壁の浸食破壊箇所に対する護岸工事の請願書を議題とします。

産業建設常任委員会委員長より審査終了の旨の報告があります。委員長より審査結果についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、淀川豊君。

10番 それでは、請願・陳情第30号 樺沢川におけるコンクリート壁の浸食破壊箇所に対する護岸工事の請願書についての審査結果を報告いたします。

提出者は、新町区長、有馬正幸氏、紹介議員は刈田敏議員の1名であります。

本請願の趣旨は、近年の度重なる豪雨により、当該河川の落差工コンクリート壁において破壊箇所が顕著になっていることから、農地等に影響が出る前に早期の対策を求めるものであり、9月定例会から閉会中の継続審査となっていたものです。

11月10日に継続審査となっている他の請願と併せ現地調査を行い、現地にて建設課職員から説明をいただき、また11月28日に委員会を開催し、現地調査後の意見交換を行ったところであります。

現地調査における担当課からの説明や委員間での意見交換を基に、12月14日の本会議終了後、湯田庁舎3階第3会議室において審査を行いました。

審査において、上流と下流に水田があり、当該箇所は被害が大きく、早急に町で計画し、取り組むべきと請願の趣旨に賛同する意見が多く、全員一致で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第30号について、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 産業建設常任委員長は委員長席にお座りください。産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。産業建設常任委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第30号 樺沢川におけるコンクリート壁の浸食破壊箇所に対する護岸工事の請願書、この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の

方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、この請願は採択することに決定しました。

なお、本請願については、今定例会において採択されたことを地方自治法第125条の規定により町長に通知いたします。

続いて、日程第14、請願・陳情第31号 中村共同墓地へ接続する未舗装町道一部舗装工事についての請願書を議題とします。

産業建設常任委員会委員長より審査終了の旨の報告があります。委員長より審査経過についての報告を求めます。

産業建設常任委員長、淀川豊君。

10番 それでは、請願・陳情第31号 中村共同墓地へ接続する未舗装町道一部舗装工事についての請願書についての審査結果をご報告いたします。

提出者は、野々宿地区協議会会長、菅原利明氏、越中畑区自治協議会会長、佐藤正一氏、紹介議員は早川久衛議員の1名であります。

本請願の趣旨は、中村共同墓地へ接続する未舗装町道の一部約50メートルの舗装工事を求めるものであり、9月定例会から閉会中の継続審査となっていたものであります。

11月10日に継続審査となっている他の請願と併せ現地調査を行い、現地にて建設課職員から説明をいただきました。また、11月28日に委員会を開催し、現地調査後の意見交換を行ったところであります。

現地調査における担当課からの説明や委員間での意見交換を基に、12月14日の本会議終了後、湯田庁舎3階第3会議室において審査を行いました。

審査において、未舗装であり、かつ傾斜もきついことから、豪雨等で路面が荒れてくる可能性があるという請願の趣旨に賛同する意見もありましたが、墓地は将来的にも使われていく場所

あり、町道であるから町で対応ということも理解できるが、他地域における同様の箇所において対応されてきていない例もある。地域や墓地管理組合において交付金等で対応すべき案件ではないかと、請願の趣旨を全て酌むことは難しいとの意見もあったところであります。

慎重に議論を重ねましたが、委員会としての結論を出すために採決を行い、結果、反対多数により不採択とすべきとの結論に至りました。

ただし、請願の趣旨については理解をすることであり、今後同様の要望があった場合に対し、町の町道に対する対応方針を整理する必要があるという意見を産業建設常任委員会として付け加えさせていただきます。

以上、請願・陳情第31号について、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 産業建設常任委員長は委員長席にお座りください。産業建設常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。産業建設常任委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第31号 中村共同墓地へ接続する未舗装町道一部舗装工事についての請願書、この請願に対する委員長の報告は不採択すべきものでありますが、採決は本請願について採択すべきかどうかを採決します。もう一度申し上げます。本請願を採択するかどうかを採決します。

採択することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立なしであります。

したがって、この請願は不採択することに決

定しました。

続いて、日程第15、請願・陳情第33号 子育て世帯の経済的負担軽減のために、国民健康保険税の18歳までの子どもの均等割りの減免を求める請願書を議題とします。

総務教民常任委員会委員長より審査終了の旨の報告があります。委員長より審査結果についての報告を求めます。

総務教民常任委員長、刈田敏君。

1 番 それでは、総務教民常任委員会の審査結果について報告いたします。

今議会において本委員会に付託された案件は、請願・陳情第33号 子育て世帯の経済的負担軽減のために、国民健康保険税の18歳までの子どもの均等割りの減免を求める請願書の1件であります。

提出者は、新日本婦人の会沢内支部代表、志賀久満喜子氏、新日本婦人の会湯田支部代表、佐藤晶子氏、紹介議員は高橋和子議員の1名であります。

この請願について、12月15日の本会議終了後に湯田庁舎3階第3会議室にて審査を行いました。

本請願の趣旨は、子育て世代の経済的負担軽減のために国民健康保険税の18歳までの子供の均等割の減免を求めるものであります。

審査では、令和4年度から未就学児に対する5割の軽減措置が図られているが、若い人たちからはそれでも子育てが大変だという声も聞こえてくる。減免額としては、金額的に基金を充当しても問題ない額と考えるなどの意見があり、委員会としての結論はこの請願の趣旨に賛同し、全員賛成で採択すべきとの結論に至りました。

以上、請願・陳情第33号について、総務教民常任委員会の委員長報告を終わります。

議長 総務教民常任委員長は委員長席にお座りください。総務教民常任委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。総務教民常任委員長は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

請願・陳情第33号 子育て世帯の経済的負担軽減のために、国民健康保険税の18歳までの子どもの均等割りの減免を求める請願書、この請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立多数であります。

したがって、この請願は採択することに決定しました。

なお、本請願については、今定例会において採択されたことを地方自治法第125条の規定により町長に通知いたします。

暫時休憩します。

午後 2時02分 休 憩

午後 2時03分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

日程第16、発議第1号 家畜診療の経営安定化支援と獣医療過疎地域の解消に向けた体制整備を求める意見書を議題とします。

意見書提案者として、高橋宏君、淀川豊君の両君から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋宏君。

8 番 ただいま上程されました発議第1号 家畜診療の経営安定化支援と獣医療過疎地域の解消に向けた体制整備を求める意見書の提案理由を申し上げます。

家畜診療の経営安定化支援と獣医療過疎地域

の解消に向けた体制整備を求める意見書。

上記の議案を別紙のとおり西和賀町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

趣旨、平成29年に農業災害補償法が全面改正され、平成30年4月1日に農業保険法として施行されました。これに伴い、農業共済団体である家畜診療所は、独立採算化され、経営に一層の自助努力が求められる仕組みに改められたところではあります。

この結果、岩手県農業共済組合で運営している家畜診療所の経営は軒並み悪化しており、獣医師職員の採用についても見通しが立たない状況になっております。家畜農家が安心して生産を継続するためには、家畜診療運営の安定化・継続性を確保するとともに、獣医師の確保対策を進めることが喫緊の課題となっております。本町におきましても、岩手県農業共済組合を退職した開業獣医師1名のみで獣医療ニーズに対応している状況であり、極めて危機的な状況に置かれております。

岩手県は「畜産県」を標榜するとともに、県勢の均衡ある発展を目指しております。その観点から地域の実情を考慮した財政支援等について、特段の措置を強く要望するための意見書を、地方自治法第99条の規定により、関係省庁に提出しようとするものであります。

家畜診療の経営安定化支援と獣医療過疎地域の解消に向けた体制整備を求める意見書。

農業保険法の施行に伴い、家畜診療事業は独立採算制が基本となり、経営収支が不安定となっております。県内の家畜診療所においては、料金の見直しや職員の特殊勤務手当の抑制に加え、獣医師職員の採用を見送るなど、身を切る努力により収支構造の改善に努めています。

本町を含む岩手県中部管内においては、岩手県農業共済組合の活動が地域獣医療の中心であり、開業獣医師が少ないことから「獣医療過疎地域」であると捉えています。本町におきまし

ても、岩手県農業共済組合を退職した開業獣医師1名で西和賀町内の獣医療ニーズを支えている状況です。

同組合はこれまで、畜産農家の経営を支えるため、獣医療のサービスを提供してきましたが、民間事業者と同様に不採算部門の撤退、効率性の追求が優先されれば、地域間の獣医療環境に大きな格差が生じるものと懸念されます。

「畜産県」を標榜し、県勢の均衡ある発展を目指す岩手県にあっては、この問題を重要な課題であると捉えた上で、獣医療過疎地域における官民の役割を明確化し、県内どの地域においても必要な獣医療サービスを十分に受けることができる環境づくりに配慮いただくとともに、県内農業協同組合をはじめ、関係機関が一体となった畜産振興体制の確立が望まれます。

上記のことを踏まえ、岩手県においては、下記の事項を速やかに実行されるよう、強く要望いたします。

記。1、岩手県農業共済組合家畜診療事業の経営の安定化・継続性を確保する観点から、地域の実情に応じた財政支援等について、必要な措置を講じること。

2、岩手県農業共済組合や県内の獣医師不足問題を解消するため、「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画（令和3年～令和12年度）」を前倒しして獣医師確保対策を講じること。

3、獣医師の労働環境の改善を図る観点から、休日や夜間の地域獣医療を確保するため、県内獣医師による協力体制の構築について積極的な対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月16日、岩手県西和賀町議会。

提出先は、岩手県知事であります。

ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。提案者

は提案者席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
提案者は自席にお戻りください。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご
異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。
発議第1号 家畜診療の経営安定化支援と獣
医療過疎地域の解消に向けた体制整備を求める
意見書を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方
は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。
したがって、本案は原案のとおり可決されま
した。

なお、本議会として意見書を関係機関に提出
することになりますが、その提出先につきまし
ては提案者の提案どおりとしたいと思いますが、
これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、そのように取り計らい
をします。

暫時休憩します。

午後 2時09分 休 憩

午後 2時10分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開します。

日程第17、常任委員会所管事務調査報告を議
題とします。

本案について報告を求めます。

総務教民常任委員会委員長、刈田敏君。

1番 総務教民常任委員長、刈田敏です。所管
事務調査報告書を読み上げ、報告とさせていた
だきます。

令和4年12月16日、西山町議会議長、高橋雅
一殿。総務教民常任委員長、刈田敏。

委員会所管事務調査報告書。

本委員会所管事務調査について、調査の結果
を下記のとおり会議規則第77条の規定により報
告いたします。

1、調査事件。町内空き家の実態調査。

2、調査の経過。令和4年6月15日招集第19回
西和賀町議会定例会において、本常任委員会
の所管事務調査の実施について6月17日に議決さ
れた。同年9月30日に産業建設常任委員会との
連合審査会を開催、委員6人が出席し、上記事
件について、担当課長等から説明を受け、現地
調査及び聞き取り調査を実施した。

3、意見。本調査では、調査時点において空
き家バンクに登録されており、募集中である空
き家8件を対象に内覧、外観について状況調査
を行った。

町では、平成28年度より空家等対策計画を策
定し、空き家に係る適正管理等の対策に取り組
んでおり、その対策項目の一つである利活用を
目的として空き家バンクを利用し、空き家の情
報提供を行っている。

調査物件については、人が居住していないと
いうこともあり、築年数の経過による損傷等が
見られる家屋が多数を占めており、空き家バン
クを通じての利用希望者が望む物件は少ないも
のとする。

現在、町では、移住・定住を促進するため、
若者住宅の整備、空き家改修等補助事業、空き
家相談会など様々な事業を展開しているところ
ではあるが、多様な住宅ニーズに応えるために、
町内各地域に点在する空き家について、民間の
力も取り入れた官民一体の取組を進めることを
検討されたい。

以上で報告を終わります。

議長 総務教民常任委員長より報告が終わりま
した。委員長は委員長席にお座りください。

これから質疑を行います。質疑を許します。
質疑ありませんか。

(なしの声)

議長　質疑なしと認め、これで質疑を終わります。委員長は自席にお戻りください。

お諮りいたします。総務教民常任委員長報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長　異議なしと認めます。

よって、総務教民常任委員長の委員長報告のとおり受理することに決定しました。

以上で本定例会の全ての議事を終了しました。

これをもって第23回西和賀町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでございました。

午後　２時１５分　閉　　　会